

I 国民生活の崩壊－今なぜ最低生計費が必要か

政府、自民党が推し進めてきた1980年代の臨調「行革」から95年以降今日の「構造改革」は、雇用の非正規化をもたらし、その結果として低所得層を増大させてきた。それは、国民生活の崩壊と言つてよい状態となっている。今日の「生活崩壊」の特徴は、ただ単に所得が低いと言うこととどまらず、雇用が不安定な臨時雇やパートタイマー、派遣といった非正規労働者が膨大に存在すること、そして彼らの多くが未組織で孤立し、さまざまな社会制度から排除されていく点にある。

1. 低所得・不安定雇用層・ワーキングプアの増大

(1)低所得世帯の増大

図I-1は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」を用いて、全国の全世帯の年間収入階級別に、その分布をみたものである。これをみると、1995年の「構造改革」の始まった時から2005年までの10年間で、国民全体が収入階級の低い層に「落層化」していることが分かる。増加している収入階級は、50万円未満から450～500万円未満層である。逆に減少している層は、500～550万円未満層より高い層である。割合が増加している450～500万円未満以下の割合を合計して比較すると、1995年の45.1%から2005年には53.8%と、8.7ポイント増加している。特に、300万円未満層でみると、その合計は、1995年の23.7%から2005年の30.5%と、6.8ポイントもの増加となっている。

では、雇用労働者の場合にはどうであろうか。図I-2をみると、上記の全世帯と同様の傾向を見て取ることができる。ただし、雇用労働者の場合には、全世帯のように低所得層への落層化現象というよりは、「2極化」の傾向をみせている。概して言えば、全世帯と同様に、450～500万円未満層を境に、それ以下は増加している。しかし、中間層ともいえる500～550万円未満から700～750万円未満は減少し、それより高い層では増加傾向にある。500万円未満層以下を合計

すると、1995年の33.8%から2005年の37.4%へと、3.6ポイントの増加である。また、300万円未満層以下を合計すると、1995年の12.6%から2005年の15.7%へと、3.1ポイントの増加を示している。

(2)民間低賃金労働者の増大

民間労働者の年間賃金の状況をみたのが、図I-3である。これは、国税庁の「民間給与実態統計調査」から作成したものである。これによれば、年間賃金200万円以下の労働者は、2002年の853万人から2006年には1022.8万人にまで膨れ上がっている。この4年間に実に169.8万人、19.9%の増加である。また、民間労働者に占める200万円以下の労働者の割合をみると、2002年の17.1%から2006年の22.8%まで、5.7ポイント増加したことになる。

この年間200万円は、月額約166,667円である。この賃金水準は、全労連や連合が要求している最低賃金額、時給1,000円、年額200万円に相当する。この200万円以下の民間労働者の数が1,000万人を突破し、その割合が2割を超えているのである。また、後でみる若年単身世帯の「生活保護基準」月額約17万2千円、年額206万円にはとどかない額である。こうしたワーキングプアが1,000万人を突破し、その割合が2割を超えていることに驚きを感じる。

(3)非正規労働者の増大

現代のワーキングプアは、ただ単に低所得であるだけでなく、その具体的な姿が問題となる。それは、その雇用形態にある。次の図I-4は、近年の非正規雇用労働者の数と割合の推移を示したものである。これをみると、1995年の「構造改革」以降、急速に非正規化が進んでいることが分かる。非正規労働者の数は、1995年の1,001万人から2007年には1,732万人に膨れ上がっている。その割合は、1995年の20.9%から2007年の33.5%まで増加している。この12年間

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

に、数にして731万人（73.0%増）の増加、割合にして12.6ポイントの増加である。

1995年日経連の『新時代の『日本の経営』』が発表され、総人件費削減政策の一環として、雇用の3グループ化（①「長期蓄積能力活用型グループ」、②「高度専門能力活用型グループ」、③「雇用柔軟型グループ」、①だけが総合職として正規雇用である。②は有期雇用の専門職、③は一般職のすべてをパート、臨時といった非正規でまかなう、必要なとき必要なだけ雇用するといった企業戦略）が提唱されて以来、一方で中高年の正規雇用リストラが進み、その置き換えとして非正規化が進められたのである。それは、いわゆる「雇用の流動化政策」の結果ということができる。

（4）非正規の「長時間パート」化

一般に、非正規雇用とか臨時雇用とかいった場合には、イメージとして女性の短時間パート労働者を思い浮かべる。それは、家事・育児と仕事を両立させるための雇用の形態として考えられてきた。家庭と労働市場とを行き来する「縁辺労働力」ともいわれてきた。

しかし、今日の非正規労働者の姿は、それとは異なるものになっている。次の表1は、厚生労働省による平成15年の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の結果から作成したものである。これによれば、正規と非正規の割合は、正規の65.4%に対し非正規は34.6%という結果となっている。それぞれの週所定内労働時間別労働者の割合をみると、正規の場合には、30～40時間未満の32.2%、40時間以上の67.8%と、30時間以上が100%であり、その中でも40時間以上の割合が7割近くを占めている。それに対し、非正規の場合には、30～40時間未満が44.5%、40時間以上が18.6%と、30時間以上の合計が63.1%を占め、非正規とはいえ正規と同じ労働時間働いている人の割合が6割を超えていていることが分かる。それに対し、30時間未満の割合は37.0%にしかならない。

今日の非正規労働者の6割以上が正規と同じ労働時間働いている「長時間パート（常勤パー

ト）」なのである。こうした非正規労働者の長時間パート化が進んでいることが、今日の非正規の特徴である。つまり、今日の非正規は、非正規とはいえたほとんど正規と同じ労働時間で働いている労働者といえる。それはまた、正規を非正規で置き換える形で非正規化が進んでいることにもなる。リストラや正規の定年退職あるいは中途退職に対して、その補充を、多くの場合正規ではなく非正規で行っていると考えられる。

それはまた、仕事の内容の変化を伴うことになる。職場の中で非正規化が進めば、正規と非正規との仕事の棲み分けができなくなる可能性が高まるであろう。正規が基幹的仕事を行い、非正規が一時的・補完的仕事を行うといった仕事の棲み分けが、できなくなる点まで非正規化が進めば、非正規の仕事もまた正規の仕事と同じく恒常的・基幹的内容となる可能性が高まるのである。

表1. 正規と非正規の週所定労働時間別労働者の割合

①正社員（比率 65.4%）	
30～40時間未満	32.2%
40時間以上	67.8%
②非正社員（比率 34.6%）	
20時間未満	14.3% ^{*1}
20～30時間未満	22.7% ^{*1}
30～40時間未満	44.5% ^{*2}
40時間以上	18.6% ^{*2}

再掲

35時間以上では 47.0%

資料：厚生労働省『平成15年雇用構造調査（就業形態

の多様化に関する総合実態調査』より

*1 短時間パートに相当

*2 常勤パートに相当

（5）全国で広がる非正規労働者のワーキングプア

上記のように、正規と同じ労働時間で同じ仕事の内容をする非正規が増えているのであるが、では、その労働報酬としての賃金水準はどの程度なのであろうか。次の表2は、前表と同じく厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」に基づくものである。これをみると、

非正規の賃金は、月10万円未満が37.2%であるのに対し、10～14万円未満が22.0%、14～20万円未満が18.9%となっている。10～14万円未満と14～20万円未満を合計すると40.9%となる。非正規の賃金分布が、上記の10万円未満層と10～20万円未満層に分かれ、前者が短時間パート、後者が長時間パートに相当すると考えられる。長時間パートでも、10～14万円未満と14～20万円未満と2つの層に分かれるが、その主流は10～14万円未満層であるといえる。

それに対し、正規労働者の賃金分布は、14～20万円未満層に18.3%と24～30万円未満層に19.6%と、2つの山がみられる。正規でも20万円に満たない層が存在するのに驚かされる。これは、若年正規労働者の賃金水準と考えられる。

正規と非正規の賃金分布を比較すれば、正規の賃金が明らかに高いことがわかる。14～20万円層は、正規と非正規で重なっているが、このところは、若年労働者が多いと推測される。

表2. 正規と非正規の平成15年9月の賃金総額階級別労働者の割合

	正社員	非正社員
10万円未満	1.0%	37.2%*1
10～14万円未満	2.6%	22.0%*2
14～20万円未満	18.3%	18.9%*2
20～24万円未満	13.8%	7.7%
24～30万円未満	19.6%	4.9%
30～35万円未満	14.1%	2.4%*3
35～40万円未満	11.1%	1.4%
40～45万円未満	5.5%	1.1%
45～50万円未満	4.7%	0.6%
50万円以上	7.2%	1.5%

資料：厚生労働省『平成15年雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）』より

*1 短時間パートに相当

*2 常勤パートに相当

*3 出向社員の場合には正社員並に高い

(6)増加しているがまだ低い非正規の組織率－膨大な未組織労働者

厚生労働省の「労働組合基礎調査」によれば、

平成19年でみると労働者総数5,565万人に対し労働組合員数は1,008万人、推定組織率は18.1%である。企業規模別に組織率をみると、1,000人以上規模で47.5%に対し、100～999人規模では14.3%、99人以下では1.1%にすぎない。わが国の労働組合の組織率は大企業中心となっていることが分かる。

また、パートタイム労働者の組織率は、図I-5に示したように、この間、労働組合員数及び組織率は上昇してきているが、平成19年でみても、組織率は4.8%にとどまっている。

労働組合が広範に形成され、社会運動がさまざまな形で広い地域で行われている発展した民主主義社会の中で、非正規労働者の多くは未組織のままに置かれているのである。それはまた、日常的継続的に政治に参加し、自らの経済的状態を改善する手段が奪われていることを意味している。それは結局、最低生活が底抜けになり、下へ下へと押し下げられる可能性が理論的にも実際的にも十分にありうることを意味しているのである。憲法などで生活と労働の最低限を守るべき法が明文をもって記され、その意味で権利が与えられていても、それを実行すべき力が自らはないのである。この層は、どこへも訴えるべき相手を持ちえず、いわば「無告の民」として「無権利」の中に放置されているのである。

そしてまた、非正規労働者は、低賃金で雇用が不安定でしかも非組織であるだけでなく、社会的に孤立している可能性も高いのである。大都会の中で、自分の名前を呼んでくれる人が誰もいない。自分の話を聞いてくれる人が誰もいない。自分が歩んできた人生の価値に共感してくれる人が誰もいない。そういった勇気や希望を持ち得ない状態になりやすいのである。人はそれに長く耐えて生きていくことはできない。

(7)家計の硬直化の進展

戦後形成された生活習慣や生活様式、社会活動を満たし得ない「生活崩壊」が、一般世帯に広くみられるようになっている。それは、この間の臨調「行革」から「構造改革」下での「受益者負担原則」の強化により、一方では、賃金

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

の伸びの低迷から低下へ、他方では、賃金の伸びをはるかに超えて住宅、教育などの「生活基盤」の確保のための負担(住宅ローンや教育ローンの返済を含め)や、社会保障・社会福祉諸制度の確保のための社会保険料や税金の負担が大きかつたことによる。これらは人間の存立に不可欠なものであり、長期的生活の継続と安定のために不可欠なものであるがゆえに、その支出は社会的に“強制力”を持ち、社会的に“固定的費用”としての特徴を持つ。その点からこの支出の膨張は、家計の「硬直化」を強めるものとなる。家計支出に占めるこれら固定的負担部分は、1973年の27.5%から2005年には45.5%まで大幅化している(図I-6 下の4項目が固定的負担部分)。

この固定的負担部分の大幅化は、第1に食費や被服費といった労働力の肉体的再生産に必要な費目に大きな影響を与え、1990年から2005年までに1万9千円、21%もの削減となっている。第2に交際費や教養娯楽費、こづかい、外食、理美容費などの社会的体裁維持に必要な費目に影響を与え、95年から2005年まで1万4千円、10.9%の削減となっている。第3に固定的負担部分の大幅化への抵抗力ともいえる民間保険や貯金などの貯蓄の減少である。95年から2005年までに2万3千円、20.0%もの減少である。日銀「金融広報中央委員会」での調査でも、「貯蓄ゼロ」の世帯は、1972年の3.2%から2005年には実に23.8%と著しい増加を示している。また、内閣府の国民経済計算では、家計貯蓄率は73年度の23.1%をピークに低下し2004年度には2.8%まで低下している。生活の継続と安定度からいえばそれだけ弱まっているのである。

こうしてみると、政府自民党が推し進めてきた「小さな政府」の政策は、消費の自由な選択の余地を狭め、反対にそれだけ「硬直化」が進み、労働力の自由な発達とその自立した生活とは反対に、息の詰まったゆとりのない支配

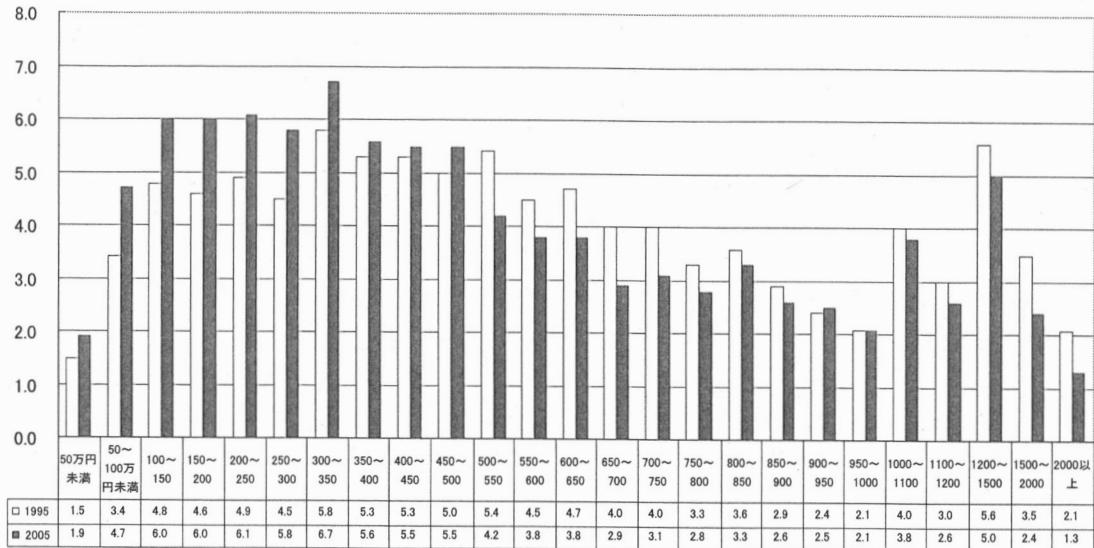
と従属の生活の傾向を増しているのである。また、“公助”を後退させ“自助”を叫べば叫ぶほど“自助”的力が弱まるといった矛盾の構造がつくられている。このようにして、一般世帯の「生活崩壊」は目に見えない隠蔽された形で潜在的に広がっているのである。

また、低所得層では、一般世帯にみられるような食費や被服費といった労働力の肉体的再生産費や教養娯楽や交際費などの社会的体裁維持費の削減にも限界がみられるようになり、最も削減しにくい固定的負担部分の支払いが困難となる可能性を高めている。例えば国民健康保険や国民年金制度から遠ざけられ排除される人々の増大、就学援助を受けている比較的若い世帯の増大、その他にも授業料を払えず退学していく人々、住宅ローンなど多重債務を抱える人々、ホームレスの増大などなど、目に見える形で「生活崩壊」は顕在化することになる。以下いくつかをみてみよう。

(8)社会制度から排除されていく低所得層

国民健康保険の滞納世帯(2006年480.6万世帯、約2割)の増大、その制裁措置としての資格証明書(同35.1万世帯)や短期保険証(同122.5万世帯)の発行、国民年金の未納率(4割近い)の膨大な存在、介護保険や障害者自立支援制度による福祉サービスからの排除、就学援助制度を受けている児童生徒の膨大な存在(2005年133.7万人、12.8%)、多重債務者の存在(2005年5件以上の債務者約230万人、これらの平均借入額約230万円、自己破産者2005年約18.4万人、1995年約4.3万人)、更には自殺者(1995年2万1千人、1998年急上昇約3.2万人、2005年約3.2万人)の膨大な存在などとして社会問題化した存在として顕在化しているのである。このような社会制度から遠ざけられ排除され「顕在化」した貧困は、現代の「見える貧困」と呼ぶにふさわしいものである。

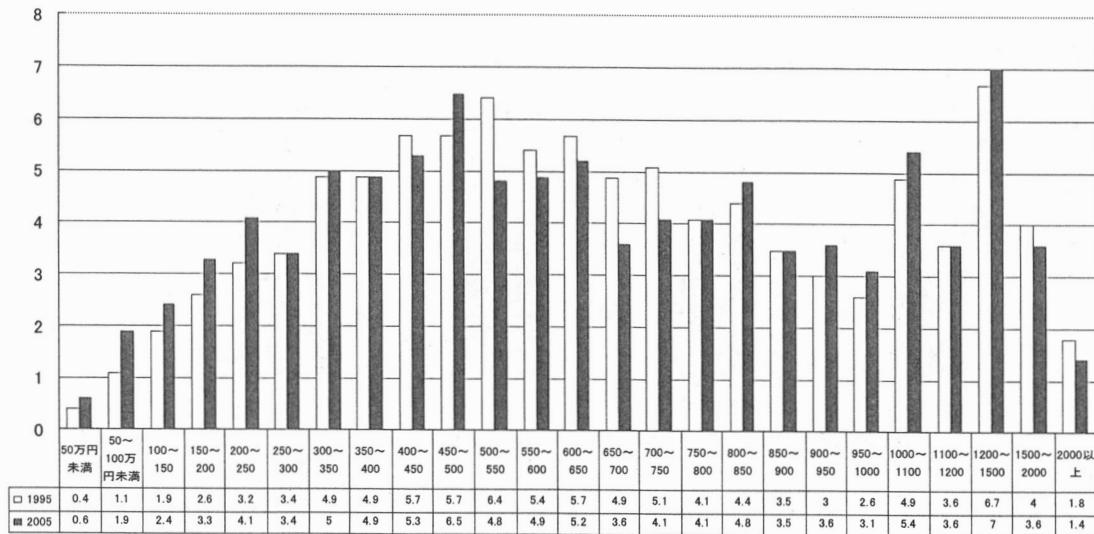
図 I - 1 全国・全世帯、所得金額階級別分布の推移 単位：%



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

□ 1995 ■ 2005

図 I - 2 全国・雇用者世帯 所得金額階級別分布の推移 単位：%

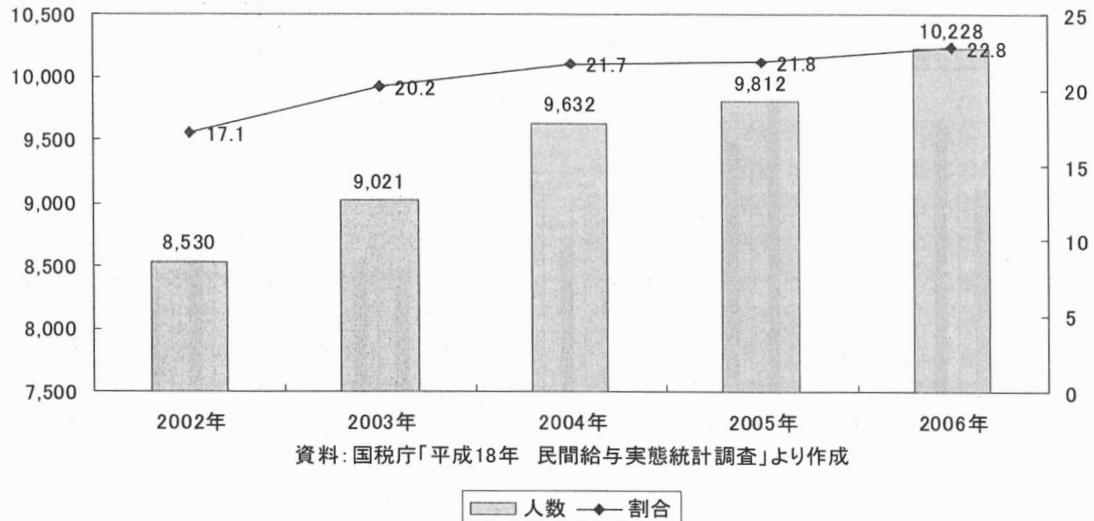


資料：前図に同じ

□ 1995 ■ 2005

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

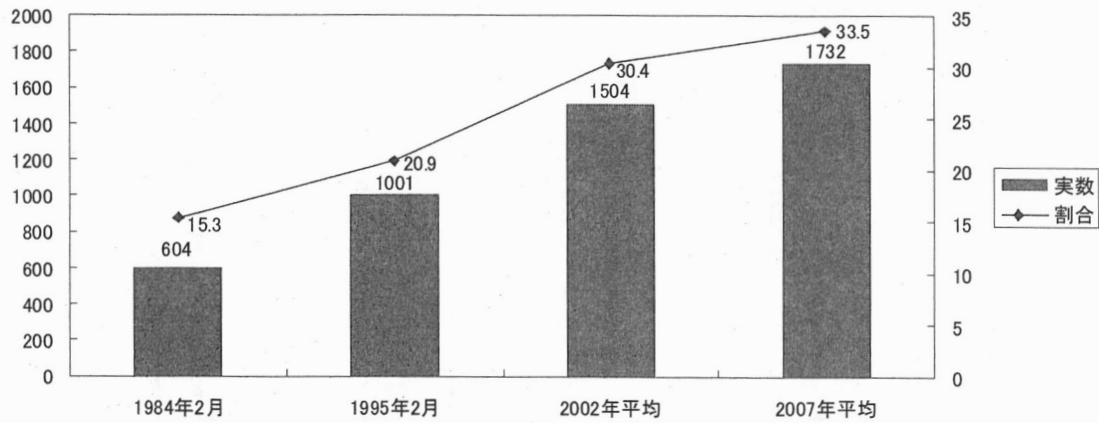
図 I-3 民間給与 200万円以下の給与所得者数とその割合（単位：千人、%）



資料：国税庁「平成18年 民間給与実態統計調査」より作成

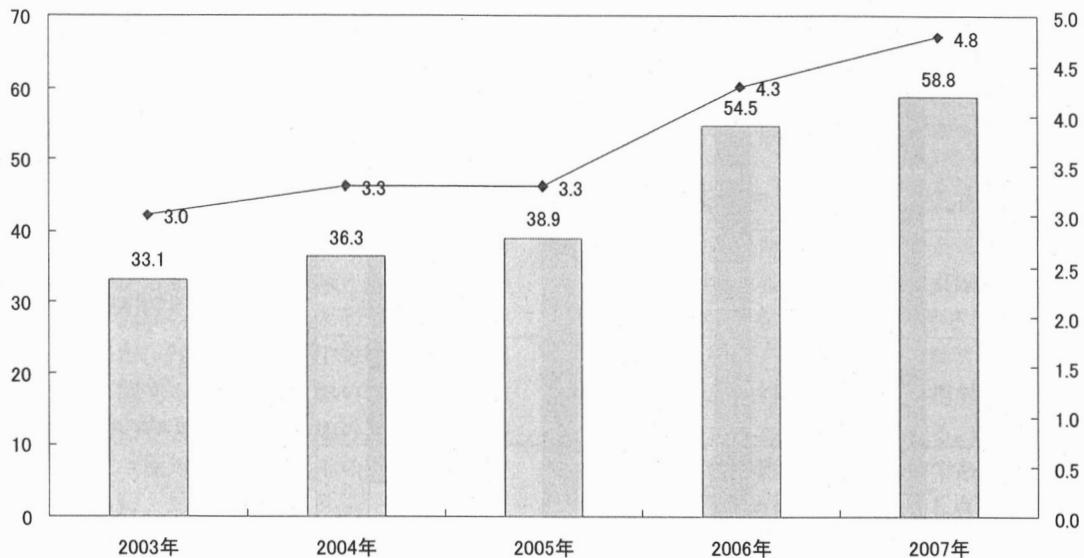
■ 人数 ◆ 割合

図 I-4 非正規職員・従業員の人数と割合の推移（単位：万人、%）



資料：総務省「労働力調査特別調査」及び「労働力調査詳細結果」より作成

図 I-5 パートタイム労働者の労働組合委員数及び推定組織率の推移 単位：万人、%



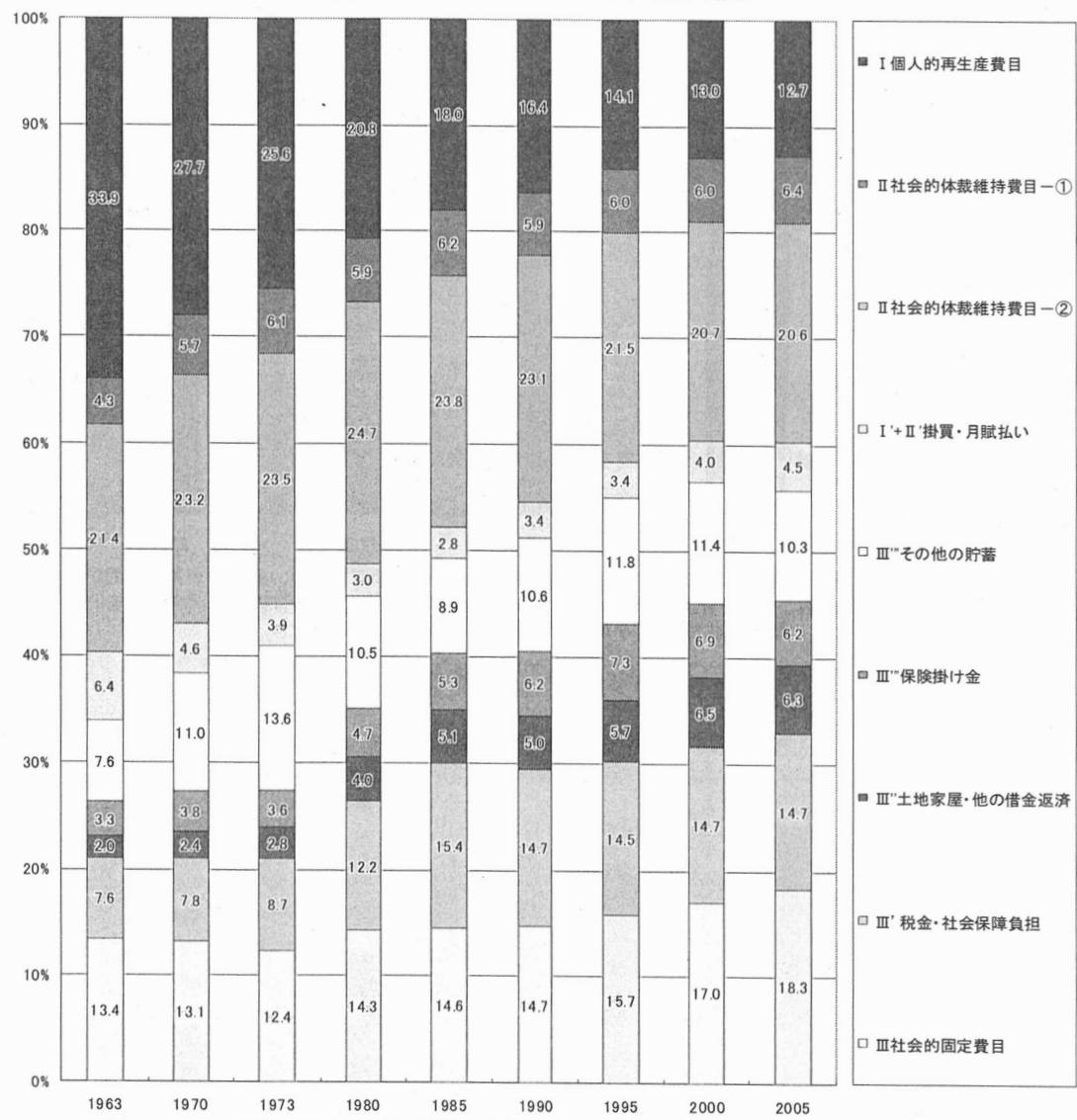
注:「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

資料:厚生労働省「平成19年労働組合基礎調査」より作成

■ 労働組合員数 ◆ 推定組織率

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

図 I-6 範疇分類別、家計支出の割合の推移



資料：総務省「家計調査」より作成 注：「収入総額」は「貯金引き出し」と「縁越金」を差し引いて計算